

第2部

ビジョンの実現に向けた 施策の展開

第1章 ビジョンと基本方針

第1節 船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョン

超高齢社会の到来とともに、医療・介護を必要とする高齢者が大幅に増加し、世帯構成ではひとり暮らし高齢者や、高齢者のみ世帯も急増しています。今後、特に団塊の世代が75歳以上になる平成37年以降、その流れはさらに強まっていくと考えられます。

平成28年度に実施した高齢者生活実態調査結果では、本市の高齢者の多くが、医療や介護が必要な状態になっても、適切なサービスを利用することによって尊厳を保ちながら、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を継続したいと考えており、このような高齢者の希望を叶えるには、住み慣れた地域において「住まい」「予防」「生活支援」「介護」「医療」が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を着実に進めていくことが必要となります。

本市では平成24年度より、「すべての高齢者が、自分らしく、それぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる『生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし』の実現」を目指し、「地域包括ケアシステムの構築 健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して」を高齢者保健福祉・介護ビジョンとし、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度までに、地域包括ケアシステムを構築すべく、各施策を推進してきました。

第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画においても、ビジョンを達成し、かつ、継続させるため5つの基本方針により、地域包括ケアシステムの構築の実現を目指し、より充実した高齢者施策の推進を図ります。

【船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョン】

すべての高齢者が、自分らしく
それぞれの生きがいを持ち、
住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる
「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現

地域包括ケアシステムの構築

健やかで、安心して暮らし続けられる 船橋を目指して

第2節 船橋市の目指す地域包括ケアシステム

本市では、「地域包括ケアシステム」を実現するため、5つの基本方針として、「住まい」「予防」「生活支援」「介護」「医療」を設定し、各施策を推進します。

平成26年度より「船橋市地域包括ケアシステム推進本部」を設置し、5つの基本方針ごとに立ち上げた専門部会において、課題の整理や進捗管理など、地域包括ケアシステム構築に向けた検討を行っています。

基本方針1 住まい

住み慣れた地域で、安心して暮らせる住環境の整備

すべての高齢者が安全に安心して暮らせるまちとは、すべての市民が安全に安心して暮らせるまちといえます。

安心して生活できる住環境の整備及び確保は、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくための基本的な条件であり、バリアフリー化された住宅（高齢者の生活に支障のない住宅）の促進等、高齢者が暮らす住宅の改修に加え、市営住宅の整備にも取り組めます。

また、高齢者が地域でいつまでも安心して暮らせるような居住支援体制を構築するため、平成29年5月に船橋市居住支援協議会を設置し、同年7月より住まい探し等の相談窓口として「住みいるサポート船橋」を開設しています。

基本方針2 予防

介護予防の推進で“健康寿命日本一のまち”

団塊の世代は、わが国の高度成長期を支えた知識や技能、経験を有しており、そうした方々と、その子供世代等さまざまな世代が触れ合う機会が増えることで、知識や技術等の伝承といった活力ある地域社会を創造することができます。

元気な高齢者も増加し、「仕事」「ボランティア」「趣味」等、心の豊かさや生きがいを求めて様々な活動を行う人々も増加しています。

要支援・要介護状態になる前の段階から効果的な介護予防を推進し、高齢者が生き生きと健やかに過ごしていくために、地域一体となって介護予防や健康づくりに対する取り組みを自主的かつ日常的な取り組みとして実践し、定着するよう周知活動を行います。

また、本市では従来の介護予防給付事業を、平成28年3月に介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、多様なサービスを提供しています。

高齢者一人ひとりがそれぞれの生きがいを持って積極的に地域社会へ参加できるような機会や体制を構築します。

基本方針3 生活支援

助け合い活動などの支援体制づくりの推進

国が検討している地域包括ケアシステムのあり方においては、自助を基本としながら共助・互助、公助の順で取り組んでいくことの必要性が示されています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、自助、共助・互助、公助の視点から、市民・地域・行政による連携と協働が不可欠です。

そこで、友人や近隣住民、ボランティアの方々の主体的な取り組み等、隣近所の助け合いの関係が周りに広がり、民間の力を借りて様々なサービスと連携及び協力して地域を支えるような仕組みの充実を図ります。

助け合い活動などの支援体制づくりのために、平成30年度までに市内24地区コミュニティ全てに生活支援コーディネーターを配置します。また、行政が行う福祉や介護保険制度といった制度化されたサービスもこうした支援体制に加わることで、高齢者が自分らしく心身ともに安心して暮らせるようサービスの提供に努めます。

介護保険以外のサービスとして、高齢者の多様な支援ニーズを踏まえつつ、サービスを必要とする高齢者に的確にサービスが提供されるよう、様々な生活支援サービスの提供体制の整備に取り組めます。

また、高齢者が生きがいを持って、地域の中や地域を越えて様々な活動をしていくためには、安心して外出でき、安全で快適に行動できるよう、公共交通機関等による移動手段が確保されていることと高齢者が移動しやすい環境が整えられることが必要です。そのため、交通が不便な地域にお住まいの方や高齢者の移動手段を確保する等、安心・安全なまちづくりの推進を図ります。

基本方針4 介護

いつでも安心して必要な介護サービスを利用できる体制の確立

サービスを必要とする高齢者が、いつでも安心して必要なサービスを利用できるよう、利用者の視点に立ったサービス提供体制の確立を図ります。

介護保険サービスにおいては、質と量の確保等に努めるとともに、介護保険制度の円滑な利用を促し、利用者がスムーズにサービスを利用できるよう、事業者情報の提供等に努めます。

また、病気を抱えても24時間365日を通じて必要なサービスを利用できれば住み慣れた地域での生活を継続することができます。そのために安心・安全な生活を営む上で必要となる、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の整備に取り組めます。

加えて、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域包括支援センターの機能強

化を図ります。各日常生活圏域において地域包括支援センター等が地域ケア会議を円滑に運営することで、地域の課題を把握し、地域住民へ適切なサービスを提供できる体制を整えます。生活支援サービスにおいては、地域での支え合いやボランティア、NPO等様々なサービス主体が一体となることで、サービスが必要とされる高齢者の方へ提供できるよう地域ケア会議を推進し、体制づくりを進めます。

さらに、在宅ケア（在宅介護）を進めていくために、介護保険サービスや生活支援サービスを提供するとともに、介護をしている家族の介護負担の軽減を行う必要があります。今後、高齢者世帯の増加を踏まえ、より一層の介護者への支援を図ります。

平成37年には団塊の世代が75歳以上となり、認知症高齢者や要介護（要支援）認定者等、何らかの支援や介護を必要とする高齢者も増加することが見込まれるため、地域での見守りと支え合い、そして、関係機関の連携による認知症対策の推進を図ります。さらに、ご本人やご家族の生活の質を高め、介護の負担を減らすため、認知症の早期発見に取り組みます。

基本方針5 医療

医療と介護の連携による継続的・一体的なサービス提供体制の確立

「地域包括ケアシステム」の構築のためには、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、限られた医療・介護資源を有効に活用し、必要なサービスを継続的かつ一体的に受けられることが必要不可欠となっています。

今後、医療の必要性の高い要介護者が増加する中で、在宅生活へ円滑に移行できる体制づくりと、医療が必要な重度の要介護者の在宅療養を支えるためには、切れ目のない医療と介護の連携によるサービスの提供が重要になります。

そのため、医療・介護関係団体がそれぞれ協力し、一体的な医療・介護サービスを受けられる仕組みづくりを行うことが必要となります。

医療・介護の必要性の高い要介護者の増加に対応するために、在宅医療に関する技術力の向上及び人材の確保に努め、市民が安心して暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。

また、リハビリテーションについては、高齢者の身体の機能が低下したときに、その機能や日常生活における様々な活動の自立度をより高めるため、サービスの充実を図っていくことが求められています。

本市では平成25年5月に医療・介護関係団体及び行政により構成された船橋在宅医療ひまわりネットワークを設立し、医療・介護その他の在宅医療に関係する方々のより緊密な連携協力体制を整備しています。

また、在宅医療に関する相談に対応するため、平成27年10月より保健福祉センター内に、在宅医療支援拠点ふなぽーとを開設しています。

第3節 施策の体系

本計画の目指す高齢者保健福祉・介護ビジョンを実現するための施策体系は次のとおりです。

ビジョン	基本方針	施策群
地域包括ケアシステムの構築 健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して	1. 住まい 住み慣れた地域で、安心して暮らせる住環境の整備	住宅の質の向上 多様な住まいの確保 居住の支援の充実
	2. 予 防 介護予防の推進で ”健康寿命日本一のまち”	活動の場の提供 健康づくりへの支援 介護予防の推進
	3. 生活支援 助け合い活動などの支援体制づくりの推進	生活支援サービスの提供 地域での支え合い体制の確立 移動支援
	4. 介 護 いつでも安心して必要な介護サービスを利用できる体制の確立	介護サービスの量の確保 介護サービスの質の確保 多様なサービスの提供 地域包括支援センターの機能強化 認知症対策の推進 介護サービスの円滑な利用
	5. 医 療 医療と介護の連携による継続的・一体的なサービス提供体制の確立	在宅医療の推進 地域医療連携の推進 看護職の確保 地域リハビリテーションの推進 歯科口腔保健の推進

第2章 基本方針別の事業

第1節 各基本方針の施策一覧

【施策一覧（目標値あり）】（★印の項目は重点項目）

基本方針 1. 住まい

施策名	指標	年度			担当課
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
<施策群> 住宅の質の向上					
★住宅のバリアフリー改修等に関する情報提供、相談	住まいづくり講演会参加人数	50人	50人	50人	住宅政策課
★自立支援のための住宅のバリアフリー化等の支援	住宅バリアフリー化等支援事業助成件数	200件	200件	200件	住宅政策課
★分譲マンションの共用部分のバリアフリー化等の支援	分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業助成件数	10件	10件	10件	住宅政策課
★高齢者向けの住宅改修の促進	高齢者住宅改造資金助成件数	129件	136件	143件	高齢者福祉課 住宅政策課
	高齢者住宅整備資金貸付件数	1件	1件	1件	
<施策群> 多様な住まいの確保					
★市営住宅の計画的な供給	市営住宅新規供給戸数	平成28年度から平成32年度までに110戸 (市営住宅供給計画)			住宅政策課
★親・子世帯近居同居の支援	親・子世帯近居同居支援事業助成件数	50件	50件	50件	住宅政策課
<施策群> 居住の支援の充実					
★情報提供体制の構築	住まいの講演会参加人数	50人	50人	50人	住宅政策課
★持ち家の活用	マイホーム借上げ制度説明会参加人数	50人	50人	50人	住宅政策課
★高齢者の住み替え支援	高齢者住み替え支援事業助成件数	10件	10件	10件	住宅政策課
★ひとり暮らし高齢者の見守り	緊急通報装置設置台数	1,862台	2,016台	2,172台	高齢者福祉課
	声の電話訪問事業実利用者数	63人	65人	66人	
	声の電話訪問事業訪問回数	3,024回	3,120回	3,168回	

施策名	指標	年度			担当課
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
★居住支援の仕組み の構築	「住まいるサポート 船橋」による賃貸物件 成約件数	20件	20件	20件	住宅政策課 地域包括ケア 推進課

基本方針 2. 予防

施策名	指標	年度			担当課
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
<施策群> 活動の場の提供					
★ふなばしシルバーリハビリティ体操の推進	シルバーリハビリティ体操指導士養成講座開催数	6回	6回	6回	健康づくり課
	シルバーリハビリティ体操指導士養成数	180人	180人	180人	
	シルバーリハビリティ体操延指導士数	690人	870人	1,050人	
	シルバーリハビリティ体操延上級指導士数	10人	10人	10人	
	シルバーリハビリティ体操指導士により開催される延体操教室数	60か所	70か所	80か所	
★公園を活用した健康づくり事業の実施	公園を活用した健康づくり事業実施公園数	40か所	54か所	54か所	地域保健課
老人福祉センター	延年間利用者数	350,000人	353,000人	355,000人	高齢者福祉課
老人憩の家	施設数	40か所	40か所	40か所	高齢者福祉課
	延年間利用者数	51,000人	51,000人	51,000人	
老人クラブ	クラブ数	263クラブ	263クラブ	263クラブ	高齢者福祉課
	会員数	14,000人	14,000人	14,000人	
老人生きがい広場	施設数	5か所	5か所	5か所	高齢者福祉課
	延利用者数	14,500人	14,500人	14,500人	
高齢者いきいき健康教室	実参加高齢者数	670人	670人	670人	高齢者福祉課
ひとり暮らし高齢者いきいき健康教室	実参加高齢者数	160人	160人	160人	高齢者福祉課
市民スポーツ教室	教室数	9～10教室	9～10教室	9～10教室	生涯スポーツ課
	延利用者数	1,300人	1,300人	1,300人	
ひとり暮らし高齢者等地域交流促進事業	延補助金交付団体数	15団体	15団体	15団体	高齢者福祉課
	延参加高齢者数	700人	700人	700人	
<施策群> 健康づくりへの支援					
★特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上及び健診結果の活用、セルフマネジメント支援	特定健康診査受診率	50%	52%	54%	健康づくり課
	特定保健指導実施率	35%	40%	45%	

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

施策名	指標	年度			担当課
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
★市内飲食店等における健康的な食事提供による食環境の整備	市民の健康づくり支援に取り組む飲食店等店舗数	80 店舗	80 店舗	85 店舗	地域保健課
★栄養相談の充実	栄養相談者数	700 人	710 人	720 人	地域保健課
★成人期の歯科健康診査の実施	成人歯科健康診査受診率	9%	9%	9%	地域保健課
後期高齢者健康診査	後期高齢者健康診査受診率	53.4%	54.4%	55.4%	健康づくり課
高齢者健やか活動支援事業	開催回数	6 回	6 回	6 回	高齢者福祉課
	延参加人数	300 人	300 人	300 人	
健康教育	健康教育開催回数	520 回	520 回	520 回	地域保健課
	延参加者数	14,790 人	14,790 人	14,790 人	
健康相談	健康相談開催回数	690 回	690 回	690 回	地域保健課
	延利用者数	12,420 人	12,420 人	12,420 人	
在宅介護支援教室	開催回数	80 回	65 回	65 回	包括支援課
<施策群> 介護予防の推進					
★介護予防ケアマネジメントにおける自立支援効果の向上	事業評価・検討会議開催回数	5 回	-	-	包括支援課
	ケアマネジャー等向け研修会開催回数	2 回	3 回	3 回	
	市民向け講演会開催回数	-	3 回	3 回	
	事業実施圏域数	-	2～3 圏域 (試行的実施)	市内全圏域	
ふなばし市民大学校「いきいき学部」	実学生数	430 人	430 人	430 人	社会教育課
	延講座数	400 件	400 件	400 件	
公民館の高齢者対象講座	高齢者学級数	26 学級	26 学級	26 学級	社会教育課
	高齢者対象講座数	58 講座	60 講座	62 講座	
	高齢者学級の 実参加者数	3,900 人	3,900 人	3,900 人	
	高齢者対象講座の 実参加者数	5,220 人	5,400 人	5,580 人	
活動拠点整備事業	拠点での事業実施回数	1,621 回	1,681 回	1,681 回	地域福祉課

基本方針 3. 生活支援

施策名	指標	年度			担当課
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
＜施策群＞生活支援サービスの提供					
★生活・介護支援サ ポーターの確保	サポーター養成講座 開催回数	2回	2回	2回	高齢者福祉課
	サポーター登録人数	395人	417人	443人	
	登録者数(高齢者宅)	460人	472人	484人	
★人材確保・ボラン ティアの掘り起こし	たすけあいの会	49団体	54団体	60団体	地域福祉課
	ボランティア数	2,515人	2,715人	2,915人	
軽度生活援助員の 派遣	実利用者数	695人	714人	731人	高齢者福祉課
	派遣時間数	20,781時間	21,349時間	21,857時間	
ファミリー・サポート・ センター	実利用会員数	618人	638人	657人	高齢者福祉課
	実協力会員数	188人	188人	188人	
	利用件数	4,202件	4,338件	4,468件	
高齢者等食の自立 支援事業	配食サービス延配食数	11,384食	11,689食	11,995食	高齢者福祉課
	配食サービス登録者数	149人	153人	157人	
	栄養管理サービス 訪問回数	755回	777回	792回	
	栄養管理サービス 利用者数	102人	105人	107人	
寝具乾燥消毒 サービス	実利用人数	177人	190人	202人	高齢者福祉課
	延派遣回数	1,522回	1,634回	1,737回	
杖の支給	支給本数	437本	441本	443本	高齢者福祉課
日常生活用具の 給付・貸与	自動消火装置給付数	16件	16件	17件	高齢者福祉課
	電磁調理器給付数	43件	44件	45件	
	シルバーカー給付数	90件	91件	92件	
補聴器購入費用 助成事業	件数	81件	88件	95件	高齢者福祉課
介護用品の支給等	実支給人数	2,232人	2,308人	2,381人	高齢者福祉課
訪問理美容サービス	実利用者数	28人	30人	32人	高齢者福祉課
	延訪問回数	69回	74回	79回	

施策名	指標	年度			担当課
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
緊急一時支援事業	延派遣回数	36回	37回	38回	高齢者福祉課
家族介護慰労金の支給	延支給人数	3件	3件	3件	高齢者福祉課
ふれあい収集事業	対象世帯数	240世帯 (※10月より開始)	480世帯	600世帯	資源循環課
<施策群> 地域での支え合い体制の確立					
★地域ケア会議の 充実・地域課題 への取り組み	講演会開催回数	9回	12回	15回	包括支援課
ミニデイサービス事業 補助金交付事業	実施回数	672回	696回	720回	地域福祉課
ふれあいいいききサロン 事業補助金事業	実施回数	667回	667回	667回	地域福祉課
保健と福祉の 総合相談窓口事業	延相談件数	14,750件	14,750件	14,750件	地域福祉課
ひとり暮らし高齢者等 見守り活動支援 事業	見守り対象高齢者数	2,887人	3,025人	3,179人	高齢者福祉課
	補助金交付団体数	41団体	43団体	46団体	
<施策群> 移動支援					
★高齢者支援協力 バスの活用	利用登録者数	6,450人	6,700人	6,950人	道路計画課
	延利用者数	21,500人	22,000人	22,500人	
★駅改札内外のバリ アフリー化	整備実施駅数	1駅	2駅	1駅	道路計画課
★バス待ち環境の改 善（バス上屋・ ベンチ設置）	停留所施設整備数	国・県道 2か所 市道 2か所	国・県道 6か所 市道 14か所	国・県道 6か所 市道 14か所	道路計画課 道路建設課
高齢者福祉タクシー	延交付者数	8,312人	8,892人	9,499人	高齢者福祉課
	延利用枚数	58,169枚	62,228枚	66,475枚	
その他					
★高齢者を狙った 犯罪・消費者 被害への対策	出前講座	32回	32回	32回	消費生活 センター
	消費者講座	10回	10回	10回	
	消費者月間記念 講演会	1回	1回	1回	
	民生委員等研修会	10回	10回	10回	
	消費生活モニター 事業	9回	9回	9回	
	生き生き展の開催	1回	1回	1回	

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

施策名	指標	年度			担当課
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
	暮らしの情報の発行	3回	3回	3回	
	老人福祉センター 定期出張相談・啓発	56回	56回	56回	
	消費者安全確保 地域協議会	1回	1回	1回	
★高齢者虐待防止 の体制	運営委員会開催回数	2回	2回	2回	包括支援課
	担当者会議開催回数	12回	12回	12回	
高齢者虐待防止の 周知と啓発	虐待に係る相談件数	1,580件	2,070件	2,080件	包括支援課
成年後見制度利用 支援事業	後見人報酬助成件数	76件	81件	87件	高齢者福祉課
成年後見制度普及 事業	開催回数	2回	2回	2回	包括支援課
	参加者数	300人	300人	300人	

基本方針 4. 介護

施策名	指標	年度			担当課
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
<施策群> 介護サービスの質の確保					
★介護人材の確保	市内事業所 実就業者数	140人	140人	140人	介護保険課
★認知症訪問支援サービス（市町村特別給付）の拡充	延利用件数	405件	416件	426件	介護保険課
★介護保険訪問看護職員雇用促進事業の実施	補助対象常勤換算数	585人	585人	585人	介護保険課
介護相談員派遣事業	介護相談員延派遣件数	996件	1,068件	1,140件	高齢者福祉課
	派遣施設数	47か所	50か所	53か所	
生活・介護支援サポーター事業	登録施設数	8か所	8か所	9か所	高齢者福祉課
<施策群> 地域包括支援センターの機能強化					
★在宅介護支援センターから地域包括支援センターへの移行	地域包括支援センター設置数	10か所	13か所	13か所	包括支援課
	地域包括支援センター相談件数	37,200件	48,800件	49,100件	
	在宅介護支援センター相談件数	21,200件	18,100件	18,200件	
★地域ケア会議の充実・地域課題への取り組み【再掲】	講演会開催回数	9回	12回	15回	包括支援課
実態把握	実態把握件数	980件	830件	840件	包括支援課
相談協力員研修会	参加者数	300人	300人	300人	包括支援課
	研修会開催数	1回	1回	1回	
介護支援専門員研修事業	介護支援専門員研修会延参加者数	600人	600人	600人	包括支援課
	介護支援専門員研修会開催数	3回	3回	3回	
	主任介護支援専門員研修会実参加者数	100人	100人	100人	
	主任介護支援専門員研修会開催数	1回	1回	1回	

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

施策名	指標	年度			担当課
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
<施策群> 認知症対策の推進					
★認知症初期集中 支援チーム・認知症 地域支援推進員の 設置	認知症初期集中支援 チーム	医師会と協議した 上で、5チーム体 制に移行します。	5チーム体制で実施します。		包括支援課
	認知症地域支援 推進員	直営センター 15名 委託センター 5名	直営センター 15名 委託センター 8名	直営センター 15名 委託センター 8名	
★本人や家族の交流 の場や、本人の社会 参加や生きがいに つながる場の創出	認知症カフェ PR 事業登録件数	29件	44件	59件	包括支援課
	認知症カフェ 運営補助金交付件数	10件	15件	15件	
	認知症カフェ 交流会開催回数	2回	2回	2回	
★認知症の人や家族 を地域で見守り、 支え合う体制の 構築	徘徊模擬訓練 実施地区数 (新規開催分)	5地区	5地区	4地区 ※24地区全ての 訓練を実施	包括支援課
	メモリーウォーク 開催回数	1回	1回	1回	
★やすらぎ支援員訪問 事業の制度周知	登録者数	76人	81人	86人	高齢者福祉課
認知症についての 地域住民及び支援関 係者への広報・啓発 活動	認知症サポーター 受講者数	9,000人	9,000人	9,000人	包括支援課
認知症高齢者への サービス提供	地域包括支援センタ ー成年後見相談件数	1,230件	1,620件	1,630件	包括支援課
	市長申し立て件数	23件	23件	23件	
認知症家族交流会	認知症家族交流会 開催数	6回	6回	6回	包括支援課
	延参加者数	115人	115人	115人	
認知症相談事業	相談件数	180件	180件	180件	包括支援課
認知症予防教室	実参加人数	670人	690人	710人	健康づくり課
SOSネットワーク	依頼件数	40件	43件	47件	高齢者福祉課
徘徊高齢者家族支援 サービス事業	利用人数	80人	85人	90人	包括支援課
<施策群> 介護サービスの円滑な利用					
★相談窓口の多様化	事業協力施設数	-	100か所 (5地区× 20か所)	150か所 (5地区× 30か所)	地域包括ケア 推進課

施策名	指標	年度			担当課
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
介護保険事業の普及 啓発	介護保険・高齢者 福祉ガイド発行部数	35,000部	35,000部	35,000部	介護保険課
	介護保険のてびき (小冊子)発行部数	9,500部	9,000部	8,500部	
	出前講座開催回数	20回	15回	15回	
	出前講座参加人数	400人	300人	300人	
介護保険利用者負担 助成事業	認定者数	150人	150人	150人	介護保険課
介護老人福祉施設 利用者負担対策事業	認定者数	60人	62人	64人	介護保険課
介護給付等費用 適正化事業	認定調査結果 確認件数	7,400件	7,500件	7,600件	介護保険課
	ケアプラン 点検事業所数	40か所	40か所	40か所	
	住宅改修等の 現地調査件数	60件	60件	60件	
	縦覧点検・医療情報 との突合等件数	25,000件	25,000件	25,000件	
	介護給付費通知 送付数	79,500件	81,500件	83,500件	
要介護認定適正化 事業	要介護認定適正化 研修	-	1回	-	介護保険課

基本方針 5. 医療

施策名	指標	年度			担当課
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
<施策群> 在宅医療の推進					
★在宅医療・介護関係者の研修 (ひまわりネットワーク)	スタートアップ研修 開催回数	3回	3回	3回	地域包括ケア 推進課
	実践研修開催回数	2回	2回	2回	
	アドバンス研修 開催回数	2回	2回	2回	
★在宅医療・介護関係者の研修(在宅医療支援拠点ふなぼーと)	在宅医紹介制度登録 医療機関数	43 機関	46 機関	49 機関	地域包括ケア 推進課
★在宅医療推進に係る市民への普及啓発(在宅医療支援拠点ふなぼーと、在宅医療・介護の講演会・相談会)	市民公開講座 開催回数	1回	1回	1回	地域包括ケア 推進課
	在宅医療・介護の講演会・相談会開催回数	10回	10回	10回	
★在宅医療・介護資源の情報の把握・データベース化	「在宅医療・緩和ケア提供機関マップ」に掲載の医療機関数	310 機関	330 機関	350 機関	地域包括ケア 推進課
★医療・介護関係者の情報共有の支援	システム操作体験会 開催回数	10回	10回	10回	地域包括ケア 推進課
在宅医療の推進	訪問診療件数	5,709 件	5,738 件	5,767 件	地域包括ケア 推進課
	在宅医療実施 医療施設数	65 施設	69 施設	73 施設	
在宅医療推進のための連携体制の構築	ひまわりネットワークの症例検討会等の開催回数	30回	30回	30回	地域包括ケア 推進課
<施策群> 地域医療連携の推進					
★かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の推進	かかりつけ医を持つ 65歳以上の市民の割合	54.1%	57.0%	60.0%	健康政策課
<施策群> 看護職の確保					
★看護職の復職支援	就業看護職員数	4,539 人	4,648 人	4,757 人	健康政策課
★介護保険訪問看護職員雇用促進事業の実施【再掲】	補助対象常勤換算数	585 人	585 人	585 人	介護保険課

施策名	指標	年度			担当課
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
<施策群> 地域リハビリテーションの推進					
★地域リハビリテーションの推進	地域リハビリテーション拠点事業 リハビリ関係者向け 地区勉強会開催回数	3回	3回	3回	健康政策課
	地域リハビリテーション拠点事業 リハビリ関係者向け 研究大会開催回数	2回	2回	2回	
	地域リハビリテーション拠点事業 市民向け講演会 開催回数	2回	2回	2回	
	訪問リハビリ 提供施設数	13施設	14施設	16施設	
<施策群> 歯科口腔保健の推進					
★訪問歯科診療の 充実	訪問歯科診療事業 件数（さざんか・ かざぐるま）	663件	706件	718件	健康政策課
★口腔保健支援事業 の実施	口腔ケア講習会・ 市民講演会開催回数	4回	4回	4回	健康政策課

【施策一覧（重点事業・目標値なし）】

基本方針	施策群	事業名	担当課
住まい	住宅の質の向上	賃貸住宅のバリアフリー改修等の促進	住宅政策課 高齢者福祉課
		高齢化しているマンション管理組合の支援	住宅政策課
	多様な住まいの確保	質の高いサービス付き高齢者向け住宅の供給	住宅政策課
		空き家等の有効活用	住宅政策課
予防	活動の場の提供	既存事業における各種プログラムのメニュー化	健康づくり課
	健康づくりへの支援	運動器チェック事業の創出	健康づくり課 地域包括ケア推進課
	介護予防の推進	一般介護予防事業の実施（介護予防教室）	健康づくり課
生活支援	生活支援サービスの提供	買い物弱者対策	生活支援部会
		ワンコインサービスの周知	高齢者福祉課
		生活支援コーディネーターの活動の活性化	地域福祉課
	地域での支え合い体制の確立	障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた支援体制の整備	障害福祉課
		生活保護受給高齢者の見守り体制の強化	生活支援課
移動支援	高齢ドライバーへの対応	生活支援部会	
介護	介護サービスの量の確保	特別養護老人ホームの整備	高齢者福祉課
		介護老人保健施設の整備	高齢者福祉課
		特定施設の整備	高齢者福祉課
		地域密着型サービスの整備（認知症高齢者グループホーム）	高齢者福祉課
		地域密着型サービスの整備（グループホーム以外）	高齢者福祉課
	施設整備全体	高齢者福祉課	
	多様なサービスの提供	生活支援コーディネーターの活動の活性化【再掲】	地域福祉課
	地域包括支援センターの機能強化	相談支援の充実強化	包括支援課
	認知症対策の推進	成年後見制度の利用促進	各関係課
介護サービスの円滑な利用	介護サービス事業所情報の提供	介護保険課	
	地域共生社会の実現に向けた取り組み	各関係課	
医療	在宅医療の推進	顔の見える関係づくりの推進 （在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議）	地域包括ケア推進課
		在宅医療のコーディネーターの機能強化	地域包括ケア推進課
		在宅医療・介護連携に関する相談支援 （在宅医療支援拠点ふなぼと）	地域包括ケア推進課
		在宅医療の資源の把握	地域包括ケア推進課
		在宅医療推進に係る市民への普及・啓発（ひまわりネットワーク）	地域包括ケア推進課
	地域医療連携の推進	後方支援の担い手等の支援体制の確立及びグループ診療の推進	地域包括ケア推進課

第2節 各基本方針の重点事業

基本方針 1. 住まい

○住宅の質の向上

1 住宅のバリアフリー改修等に関する情報提供、相談（住宅政策課）

高齢者ができるだけ長く自宅で住み続けるために必要となる住宅のバリアフリー改修や断熱改修、耐震診断・改修等の住宅の安全・安心に向けた取り組みについて、建築士関係団体や市の福祉部門と連携した講演会を開催し、情報提供を行います。

また、安全な住環境を整備するため、建築士や増改築相談員等の専門家の協力により、建築住宅相談、増改築相談等を行い、住宅のバリアフリー改修等を推進します。

	30年度	31年度	32年度
住まいづくり講演会参加人数	50人	50人	50人

2 自立支援のための住宅のバリアフリー化等の支援（住宅政策課）

高齢になっても自宅に長く住み続けられるように、要介護認定を受けていない方が、自宅を改修し、介護予防に配慮された住環境にする場合に、バリアフリー化等（バリアフリー改修、断熱改修）の費用の一部を助成します。また、自宅のバリアフリー化等を促進するため、支援内容の見直しを検討します。

さらに、「ふなばしシルバーリハビリ体操推進事業」の参加者に周知するなど、要介護状態となる前のバリアフリー化等の必要性を啓発します。

	30年度	31年度	32年度
住宅バリアフリー化等支援事業助成件数	200件	200件	200件

3 分譲マンションの共用部分のバリアフリー化等の支援（住宅政策課）

マンション管理組合が、マンションの出入口や共用廊下の段差解消、共用階段への手すり設置等、共用部分のバリアフリー化等を行う場合に、その費用の一部を助成します。

また、マンション管理組合を対象とした、大規模修繕、長期修繕計画等をテーマとした講演会や出前セミナー等において、共用部分のバリアフリー化等の必要性等について普及啓発します。

	30年度	31年度	32年度
分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業助成件数	10件	10件	10件

4 高齢者向けの住宅改修の促進（高齢者福祉課・住宅政策課）

介護を必要とする方のために、高齢者住宅改造資金助成事業、高齢者住宅整備資金貸付事業の活用を促進することで、高齢者の住まいの改修を支援します。

また、民生委員、ケアマネジャー、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、建築士等、多様な専門職を対象に、住宅改修に関する講演会への参加を促し、住宅改修の知識を持った専門職を増やすとともに専門職同士のネットワークづくりを促進します。それにより、住宅改修に関する相談体制の充実を図ります。

	30年度	31年度	32年度
高齢者住宅改造資金助成件数	129件	136件	143件
高齢者住宅整備資金貸付件数	1件	1件	1件

5 賃貸住宅のバリアフリー改修等の促進（住宅政策課・高齢者福祉課）

新たな住宅セーフティネット制度^{*}の活用による登録住宅の改修に対する支援について情報提供します。

また、民間賃貸住宅に住む要介護認定を受けている方が、バリアフリー改修を必要とする場合、高齢者住宅改造資金助成事業により、その費用の一部を助成します。

※ 賃貸住宅への入居を断られやすい単身高齢者や低所得者向けに、空き家や空き部屋を活用する新たな制度

6 高齢化しているマンション管理組合の支援（住宅政策課）

入居者の高齢化が進み、マンション管理の担い手が少なくなった分譲マンションについて、マンション管理士、建築士を派遣することにより、適切な管理ができるように支援します。

○多様な住まいの確保

7 市営住宅の計画的な供給（住宅政策課）

市営住宅供給計画に基づき、住宅セーフティネットである市営住宅の供給を計画的に行います。

また、市営住宅の優先入居の制度を活用して、住宅の確保に配慮が必要な高齢者が入居しやすくなる取り組みを引き続き行います。

今後は、建物のバリアフリー化や安否確認サービス、高齢者の生活を支援する施設の併設等により、高齢者が安心して居住できる市営住宅であるシルバーハウジングプロジェクト^{※1}について研究します。

さらに、市営住宅の一定のバリアフリー化^{※2}について検討します。また、市営住宅の一部の住戸に設置されている緊急通報装置について、緊急時における警備員の駆け付けや、センサーによる24時間体制の見守りなど、安否確認を強化した新たなサービスの検討を行います。

	30年度	31年度	32年度
市営住宅新規供給戸数	平成28年度から平成32年度までに110戸 (市営住宅供給計画)		

※1 生活相談や安否の確認、緊急時対応を行うライフサポートアドバイザー（LSA）を配置した公営住宅

※2 2か所以上の手すりの設置又は屋内の段差解消（住生活基本計画（全国計画）平成28年3月）

8 質の高いサービス付き高齢者向け住宅の供給（住宅政策課）

サービス付き高齢者向け住宅の登録にあたり、事業者には「船橋市サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する指導指針」等による配慮を求めることで、質の高い高齢者向け住宅の供給を図ります。

また、事業者が入居者に適切な医療・介護サービスが提供されるよう必要な協議を行い、入居者が必要とするサービスを地域で受けることができるよう、医療・介護サービス事業所との連携を促進します。

さらに、事業者が地域の医療・介護サービス事業所について広く入居者に情報提供を行うとともに、特定の医療・介護サービス事業所の利用に限定しないなど、入居者の選択・利用の自由が確保されるよう、適正な運営を促進します。

これらに加え、サービス付き高齢者向け住宅に対し、定期報告や立入検査等を行うことにより、適正な運用を促進します。

9 親・子世帯近居同居の支援（住宅政策課）

子供から高齢者までの多世代が地域の中で交流し、安心して暮らすことができるよう、親と子と孫からなる三世帯近居・同居に対する費用の一部を助成します。

また、親世帯、子世帯がUR都市機構の定めるエリア内で対象となるUR賃貸住宅を新たに契約し、近居することになった場合、契約したUR賃貸住宅の家賃を、一定期間引きする制度の周知を行います。

	30年度	31年度	32年度
親・子世帯近居同居支援事業 助成件数	50件	50件	50件

10 空き家等の有効活用（住宅政策課）

船橋市居住支援協議会を通して関係団体等と連携し、高齢者向けのシェアハウス[※]やグループホーム、地域のサロン等として幅広く利活用するなど、空き家・空き室の利活用の手法を検討します。

また、空き家・空き室を新たな住宅セーフティネット制度の入居を拒まない賃貸住宅として登録するよう、宅地建物取引業者等を通じて周知を図ります。

※ 複数人で住居を借り、台所、風呂などは共同で利用するが、個室がある住まい

○居住の支援の充実

11 情報提供体制の構築（住宅政策課）

セミナーや相談会の開催、広報紙やホームページでの情報提供等により、高齢者の住まいに係る情報を提供します。

高齢者の住まいに関する総合的な相談窓口の設置を、住宅部局と福祉部局が連携して検討します。

	30年度	31年度	32年度
住まいの講演会参加人数	50人	50人	50人

12 持ち家の活用（住宅政策課）

高齢者が、一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）のマイホーム借上げ制度を活用して、自宅を子育て世帯等に貸し付け、その家賃収入を住み替え先の家賃に充てることで、適切な住まいに住み替えることを支援します。

また、自宅に住みながら持ち家を資産として活用する社会福祉法人船橋市社会福祉協議会の「不動産担保型生活資金制度」（いわゆるリバースモーゲージ制度[※]）や独立行政法人住宅金融支援機構の「高齢者向け返済特例制度」等の取り組みについて情報提供を行います。

	30年度	31年度	32年度
マイホーム借上げ制度説明会参加人数	50人	50人	50人

※ 自宅を担保にして銀行などの金融機関から定期的に資金の貸付を受ける一種の年金制度

13 高齢者の住み替え支援（住宅政策課）

高齢者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受け、階段の昇降に著しい支障が生じて住み替えをする場合等に、高齢者が可能な限り自立して住み続けられるよう、転居にかかる費用の一部を助成します。

平成29年度からUR賃貸住宅への住み替えも助成対象に追加したところであり、今後も引き続き事業に取り組みながら、助成対象となる住み替え要件の拡大や、よりよい周知方法等を検討します。

また、家賃の支払いができるにもかかわらず、連帯保証人が確保できない等の理由により民間賃貸住宅への入居に苦慮している高齢者世帯等に対して、船橋市居住支援協議会の相談窓口「住みいるサポート船橋」を通じて、住宅情報の提供や居住支援サービス[※]の紹介を行うとともに、低所得者に家賃等債務保証契約時に要する費用の一部を助成する「民間賃貸住宅入居支援事業」について、新たな住宅セーフティネット制度の活用による家賃債務保証料の低廉化等の見直しを検討します。

	30年度	31年度	32年度
高齢者住み替え支援事業助成件数	10件	10件	10件

※ 入居後の生活を支援する緊急通報装置の設置や死後の手続きなどのサービス

14 ひとり暮らし高齢者の見守り（高齢者福祉課・地域福祉課）

高齢者が閉じこもりになったり、地域とのコミュニケーションがなくならないように、地域住民等と連携し、地域の中でお互いが支え合い、助け合えるようなネットワークの構築を図ります。

ひとり暮らし高齢者については、引き続き、緊急通報装置の貸与、声の電話訪問により安否確認を行います。

また、突発的な病気等の緊急時や災害時における要配慮者支援体制の充実を図ります。

	30年度	31年度	32年度
緊急通報装置設置台数	1,862台	2,016台	2,172台
声の電話訪問事業			
実利用者数	63人	65人	66人
訪問回数	3,024回	3,120回	3,168回

15 居住支援の仕組みの構築（住宅政策課・地域包括ケア推進課）

高齢者からの住まいに関する相談について、個別具体の課題を解決するため、平成29年度に船橋市居住支援協議会を設立し、相談窓口「住まいるサポート船橋」を開設しました。

「住まいるサポート船橋」を通じて、不動産関係団体と連携し高齢者等が入居できる賃貸物件情報を提供し、入居後には、住宅部局と福祉部局、関係機関、関係事業者等が連携して居住支援サービスを提供します。

今後は「住まいるサポート船橋」の相談事例を踏まえ、居住支援サービスの内容の拡充等について検討します。

また、船橋市居住支援協議会を通して関係団体等と連携し、高齢者向けのシェアハウスやグループホーム、地域のサロン等として幅広く利活用するなど、空き家・空き室の利活用の手法を検討します。

	30年度	31年度	32年度
「住まいるサポート船橋」による賃貸物件成約件数	20件	20件	20件

基本方針 2. 予防

○活動の場の提供

1 ふなばしシルバーリハビリ体操の推進（健康づくり課）

健康寿命の延伸を目的とし、平成37年の本市の65歳以上人口の約100人に1人の割合で初級指導士を養成することを目標に推進するとともに、平成30年度からは各地区において初級指導士が活動できるようにマネジメントを行って頂くための上級指導士の養成も行います。また、公民館での体験教室、出前講座での体操教室、体操指導士による体操教室の開催及びその支援を行う体操普及事業を実施します。

	30年度	31年度	32年度
シルバーリハビリ体操指導士養成講座開催数	6回	6回	6回
シルバーリハビリ体操指導士養成数	180人	180人	180人
シルバーリハビリ体操延指導士数	690人	870人	1,050人
シルバーリハビリ体操延上級指導士数	10人	10人	10人
シルバーリハビリ体操指導士により開催される延体操教室数	60か所	70か所	80か所

2 公園を活用した健康づくり事業の実施（地域保健課）

生涯にわたる健康づくりの一環として、幅広い世代を対象に、市民が身近な公園で手軽にできる運動習慣を身につけ、自主的に継続して実施できることを目的としています。自治会連合協議会との共催で行っており、公園で健康づくりメニューが提供できる市民団体を協力員とし、平成27年度に3か所のモデル公園で開始、平成28年度から順次協力団体を募り実施公園を増やし、平成31年度までに54か所程度の公園で実施を目指します。

公園が少ないエリアへは、地域ケア会議や保健師の地区活動を通じて、事業紹介や活動団体の情報収集を積極的に行います。

	30年度	31年度	32年度
公園を活用した健康づくり事業実施公園数	40か所	54か所	54か所

3 既存事業における各種プログラムのメニュー化（健康づくり課）

住み慣れた地域で行われている介護予防に資する活動を見つけるために、簡潔で分かりやすい情報を提供する必要があります。

各地区社会福祉協議会や公民館に協力いただき、地域で年間を通じて実施されているミニデイサービスやふれあいいいききサロン、また公民館事業などを紹介する印刷物を作成し、気軽に問い合わせ、参加できるようにすることで、閉じこもり等を予防し、健康寿命の延伸を図ります。

○健康づくりへの支援

4 特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上及び健診結果の活用、セルフマネジメント支援（健康づくり課）

特定健康診査では40歳～74歳の国民健康保険加入者を対象に実施され、内臓脂肪症候群の早期発見と予防を目的とした健康診査を行っています。また、特定健康診査及び人間ドックを受診した結果、「生活習慣病のリスクが高いが、生活習慣を改善することで予防効果が期待できる」と判断された人に対し、特定保健指導を実施しています。

目標値に近づくための新たな取り組み事例について研究し、実施率等を向上させることで、健康寿命の延伸を図ります。

また、健診結果から生活習慣病のリスク判定以外の指標により、介護予防を必要とする者を把握するなど、健診結果の有効活用を検討するとともに、特定保健指導修了者が、自ら生活習慣病の予防継続と今後の運動機能の低下等を予防するため、日常生活の中で自ら実施するためのセルフマネジメントが確立できる支援を行います。

	30年度	31年度	32年度
特定健康診査受診率	50%	52%	54%
特定保健指導実施率	35%	40%	45%

5 運動器チェック事業の創出（健康づくり課・地域包括ケア推進課）

リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士等）が従事する医療機関・介護事業所、柔道整復師が従事する柔道整復施術所、その他あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師等が従事する施術所も候補として、運動器チェックを実施します。対象者として、当面は65歳、70歳、73歳、75歳以上の奇数年齢の方で、要介護認定を受けていない方を想定しています。市民への周知方法としては、基本チェックリストの送付時に案内を同封する方法を基本として、各事業所の一覧から身近な事業所等へ受検の電話予約の上参加していただくことを予定しています。

6 市内飲食店等における健康的な食事提供による食環境の整備（地域保健課）

高齢化の進展により、地域の高齢者等が身近な飲食店で健康・栄養状態を適切に保つことができ、かつ口から食べる楽しみを十分に得られるような食環境の整備が求められています。平成27年県民健康・栄養調査より、千葉県では全ての年代で食塩を2g以上目標量より過剰に摂取している状況です。

塩分控えめ・野菜たっぷりメニュー・摂食嚥下に配慮した食事の提供等により市民の健康づくり支援に取り組む飲食店等の登録店舗数を拡充します。飲食店等でも市民が自分自身の状況にあった望ましい食事が選択できるように適切な情報提供を行い、市民自らの健康づくりの支援を図ります。

	30年度	31年度	32年度
市民の健康づくり支援に取り組む飲食店等 店舗数	80店舗	80店舗	85店舗

7 栄養相談の充実（地域保健課）

地域の高齢者が、生活習慣病の重症化予防、健康寿命の延伸につなげるため、身近な相談先として保健センターを活用し、自分に合った食事や食事のとり方を知ることができるよう栄養相談事業の充実を図ります。

広報、ホームページ、ポスターなどにより、保健センターや公民館など身近な場所で栄養相談ができることの周知を図ります。

	30年度	31年度	32年度
栄養相談者数	700人	710人	720人

8 成人期の歯科健康診査の実施（地域保健課）

今まで、40歳以上10年ごとの年齢を対象としていた歯周疾患検診を、成人歯科健康診査と名称を変更し、20歳・30歳・65歳についても対象として加え、さらに65歳及び70歳の健診項目に口唇・舌・嚥下機能の診査を追加しました。

拡大した対象者も含め、受診票を個別に送付するとともに、広報・ホームページ・ポスターにより広く周知活動を行います。

	30年度	31年度	32年度
成人歯科健康診査受診率	9%	9%	9%

○介護予防の推進

9 一般介護予防事業の実施（介護予防教室）（健康づくり課）

地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進し、介護予防を機能強化する観点から一般介護予防事業として、①介護予防把握事業（基本チェックリスト送付）、②介護予防普及啓発事業（介護予防教室）、③地域介護予防活動支援事業（アクティブシニア補助金）、④一般介護予防事業評価事業（JAGES調査）、⑤地域リハビリテーション活動支援事業（リハビリ専門職派遣）を実施しています。

各事業の利用者にアンケートを実施し、要望を把握するとともに、定期的に広報紙に掲載し周知を図ります。

また、介護予防の視点から前期高齢者が目的を持って外出する仕組みづくりや、特にひとり暮らしの男性が外出するきっかけ作りの創出を検討するとともに、個々の健康状態等から選択できるプログラムの提供として、新たに「フレイル[※]」を主眼とした対象者の把握と外出機会を促す取り組みについて検討します。

また、各地区の健康及び社会参加等の現状と課題の解決に向けた方策を考えるため、市民ヘルスマーケティングを24地区コミュニティで開催します。

※「フレイル」とは、「加齢とともに、心身の活力（例えば運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存の影響もあり、生活機能が障害され心身の脆弱化が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」と定義されています。

出典：平成29年4月「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン 暫定版」

厚生労働省保険局高齢者医療課

10 介護予防ケアマネジメントにおける自立支援効果の向上（包括支援課）

介護保険法第1条及び第4条に自立支援に向けた介護保険サービスの活用が掲げられていますが、現在、ケアマネジメントの取り組みにおいて、サービス利用が目的とみられるものが少なくありません。対象者の自立に向けたケアプランの作成や、本人の状況に応じた適切なサービス提供等の支援の確立が課題となっています。

自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの確立を目指すため、ケアマネジャーが行う事前評価等のアセスメント時に、医療機関等に所属するリハビリテーション専門職が同行訪問し、利用者の心身機能から生活機能、生活環境等を多角的に評価し、助言を行います。それにより、ケアマネジャー及びサービス事業者等関係者が自立支援に向けたケアマネジメントを実施し、利用者が自立支援の意識を持ち生活に取り組むことができるよう支援します。

また、ケアマネジャー等の専門職を対象に自立支援型ケアマネジメントについての研修会を開催します。あわせて、市民向けに自立支援に向けた介護予防サービスの利用方法等についての講演会を開催し、周知を図ります。

	30年度	31年度	32年度
事業評価・検討会議開催回数※	5回	-	-
ケアマネジャー等向け研修会開催回数	2回	3回	3回
市民向け講演会開催回数	-	3回	3回
事業実施圏域数	-	2～3圏域 (試行的実施)	市内全圏域

※ 31年度以降は、包括支援課及び地域包括支援センター内部で事業の評価・検討を実施します。

基本方針 3. 生活支援

○生活支援サービスの提供

1 買い物弱者対策（生活支援部会）

地区によっては、高齢化や生鮮三品（青果・鮮魚・精肉）店の退店の影響により、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々（買い物弱者）が発生しています。地域包括ケアシステム推進本部生活支援部会の下部組織である買い物支援作業部会において、市内の買い物弱者の現状を把握・分析し、現在実施している宅配ガイドマップの配布以外にも、必要な支援を検討します。

2 生活・介護支援サポーターの確保（高齢者福祉課）

元気高齢者等を対象として生活・介護支援サポーターを養成し、高齢者宅や介護施設に派遣しています。

平成28年度にサポーター養成講座を2回開催し、29人のサポーターを養成しました。

今後、介護を必要とする高齢者の更なる増加が予想される中で、安定的に生活支援サービスを提供できるようサポーターを養成し、ボランティアの人材確保を継続します。

	30年度	31年度	32年度
サポーター養成講座開催回数	2回	2回	2回
サポーター登録人数	395人	417人	443人
登録者数（高齢者宅）	460人	472人	484人

3 人材確保・ボランティアの掘り起こし（地域福祉課）

「たすけあいの会」は平成 28 年度末時点で 36 団体ありますが、市内の西・南側には少ないため、まずは市内全域に発足させる必要があります。また、ボランティアにおいても高齢化が進んでいるため、新たな人材を発掘し、ボランティアを養成する必要があります。

たすけあいの会の発足と、ボランティアの確保については、地域福祉支援員が出前講座を行うことで周知を図るとともに、生活支援コーディネーターが各地区で掘り起こしを行うことで解決を図ります。また、ボランティア新規獲得の一助になるよう、（仮称）たすけあい活動ポイントの導入が可能かどうかを、地域包括ケアシステム推進本部生活支援部会の下部組織であるボランティア作業部会において研究します。

	30 年度	31 年度	32 年度
たすけあいの会	49 団体	54 団体	60 団体
ボランティア数	2,515 人	2,715 人	2,915 人

4 ワンコインサービスの周知（高齢者福祉課）

公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団において、65 歳以上の世帯を対象に、1 回 500 円で 30 分以内でできる軽易な生活援助（ワンコインサービス）を行っています。

事業団では、広報紙への掲載、市民まつりや福祉まつりでのチラシの配布、公共施設へのチラシの備え置き等を行っていますが、今後も、更なる周知に努めます。

5 生活支援コーディネーターの活動の活性化（地域福祉課）

現在、生活支援コーディネーターの配置を進めており、平成 30 年度中には全地区への配置が完了する予定であることから、今後は生活支援コーディネーターの活動を活性化させるための支援が重要になってきます。

特に、地域の特性に合ったサービスを提供できるよう、利用者のニーズを把握するための調査の実施を生活支援コーディネーターに促していく必要があります。

生活支援コーディネーターは地区社会福祉協議会と連携して生活支援サービスを提供できる体制の整備に向けた活動を行います。主な取り組みとしては、たすけあいの会を全地区に整備できるように、ボランティアを掘り起こし、たすけあいの会の立ち上げを促します。既存のたすけあいの会に対しても、会員の減少を防ぐために新たなボランティアを拡充する策を検討します。

○地域での支え合い体制の確立

6 地域ケア会議の充実・地域課題への取り組み（包括支援課）

地域包括ケアシステムを推進するためには、地域関係者に加え、船橋市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会（三師会）を中心とした医療関係機関や介護事業所の専門職の参加が不可欠です。また、地域の課題解決への取り組みを進めるためには、会議に参加している構成員の所属団体にも地域ケア会議の役割を理解してもらい、協力を得る必要があります。そのために、地域ケア会議の役割や具体的な取り組み等について事例集などを作成するとともに、各地区の地域ケア会議が主体となり、認知症高齢者徘徊模擬訓練や講演会などを開催し、周知を図ります。

	30年度	31年度	32年度
講演会開催回数	9回	12回	15回

7 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた支援体制の整備（障害福祉課）

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域における支援体制を整備する必要があります。

地域における支援体制について船橋市自立支援協議会の部会等で協議を行っており、その支援を行うための地域生活支援拠点事業を平成32年度末までに実施します。

8 生活保護受給高齢者の見守り体制の強化（生活支援課）

生活保護受給者のうち65歳以上の方が占める割合が高く、年々増加しているため、見守り体制の強化が必要となります。

現状、高齢者世帯に対しては、少なくとも3ヶ月に1回以上は訪問を行い、生活状況を確認しています。今後も、定期的な訪問による見守りを継続するとともに、特に親族及び地域との交流を望まない世帯については、民生委員等に協力を依頼するなど総合的な見守り体制の強化を図ります。

○移動支援

9 高齢者支援協力バスの活用（道路計画課）

高齢者の移動支援事業として自動車学校・教習所の協力により教習生送迎用バスに 65 歳以上の高齢者（登録者）が乗車できる事業に加え、医療センターへのアクセス確保を目的として、老人福祉センター送迎バスの空き時間を活用した移動支援事業を実施しています。

現在は、自動車学校・教習所（4事業所）による5ルート、老人福祉センター（4センター）による 12 ルートを運行しています。いずれの事業についても、バスを利用する際は、「交通不便地域支援事業パスカード」の提示が必要です。

地元要望、利用者累計をもとに、交通不便地域において利用者数の増加が図れるルート設定を行います。

	30 年度	31 年度	32 年度
利用登録者数	6,450 人	6,700 人	6,950 人
延利用者数	21,500 人	22,000 人	22,500 人

10 駅改札内外のバリアフリー化（道路計画課）

高齢者の移動における利便性、安全性の向上を目的とし、駅改札内外のバリアフリー化を進めます。

改札の内外において、エレベーター等の設置により、バリアフリー化した経路（1 経路以上）を平成 28 年度末までに市内の全ての駅に確保しました。今後は、各鉄道事業者と連携しながら、バリアフリー化した経路（2 経路目以上）、ホームドア又は可動式ホーム柵、内方線付点状ブロック、多機能トイレ等の整備を進めます。

	30 年度	31 年度	32 年度
整備実施駅数	1 駅	2 駅	1 駅

11 バス待ち環境の改善（バス上屋・ベンチ設置）（道路計画課・道路建設課）

公共交通機関としてのバス利用を促進するため、バス停留所施設である上屋、ベンチの設置を進めます。国・県道（バス事業者へ補助金を交付）については、バス待ち環境の速やかな改善のため、平成31年度までの間、市の補助率を嵩上げし、停留所施設の整備を推進します。市道（市施行）についてはバス待ち環境の速やかな改善のため、停留所施設の整備を推進します。

	30年度		31年度		32年度	
停留所施設	国・県道	2か所	国・県道	6か所	国・県道	6か所
整備数	市道	2か所	市道	14か所	市道	14か所

12 高齢ドライバーへの対応（生活支援部会）

高齢による身体的衰えにより、歩行能力、荷物の持ち運びに不安を感じ、かつ（核家族化の進展により）身近に親戚等が住んでいないため、止むを得ず自動車を運転せざるを得ない高齢者も多くなっており、高齢者が起こす事故のリスクも高くなっています。

車を運転する目的は人それぞれであり、目的毎の解決策が必要です。「交通事故の減少」に向けて、地域包括ケアシステム推進本部生活支援部会の下部組織である移動支援作業部会において検討するなど、各課で連携を進め、市全体で解決します。

○その他

13 高齢者を狙った犯罪・消費者被害への対策（消費生活センター）

振り込め詐欺や利殖商法、送り付け商法等、デジタルコンテンツ関連の詐欺や高額請求、また次々に作り出される新たな手口による犯罪等から消費者を守るには、消費者自身が正しい知識を身に着け、正しく判断・行動することが重要です。

日頃、高齢者など地域を見守る立場にある民生児童委員や訪問介護事業者など、消費者教育の担い手となる方が効率的な啓発活動を行うことができるよう研修会を実施します。

	30年度	31年度	32年度
出前講座	32回	32回	32回
消費者講座	10回	10回	10回
消費者月間記念講演会	1回	1回	1回
民生委員等研修会	10回	10回	10回
消費生活モニター事業	9回	9回	9回
生き生き展の開催	1回	1回	1回
暮らしの情報の発行	3回	3回	3回
老人福祉センター定期出張相談・啓発	56回	56回	56回
消費者安全確保地域協議会	1回	1回	1回

14 高齢者虐待防止の体制（包括支援課）

高齢者虐待の予防や、早期発見及び早期対応のため、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、民生委員、近隣の住民等関係機関と連携して、高齢者がいる家族を孤立させないように地域で見守ります。

また、高齢者虐待の予防、再発の防止を図り、高齢者の平穏な生活を確保し、実際の対応策を協議することを目的に、専門職を中心として「船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会」及びその下部組織として「船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議」を設置して対応しています。

	30年度	31年度	32年度
運営委員会開催回数	2回	2回	2回
担当者会議開催回数	12回	12回	12回

基本方針 4. 介護

○介護サービスの量の確保

1 特別養護老人ホームの整備（高齢者福祉課）

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）は、在宅における重度要介護者の入所待機の減少を図り、施設入所の必要性が高い高齢者が入所できるように整備を進めます。

2 介護老人保健施設の整備（高齢者福祉課）

介護老人保健施設は、在宅復帰を目指してリハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。在宅復帰の機能を果たせるように整備を進めます。

3 特定施設の整備（高齢者福祉課）

要介護度の低い高齢者の中にも施設介護を希望する方がいる現状を踏まえ、高齢者の心身の状態に応じた多様な住まいの一つとして特定施設の整備を進めます。

4 地域密着型サービスの整備（認知症高齢者グループホーム）（高齢者福祉課）

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、住み慣れた地域の中で継続的な生活を送ることができるようにすることを目的とした地域密着型サービスに位置付けられ、認知症高齢者支援の一環として重要なものであることから整備を進めます。

5 地域密着型サービスの整備（グループホーム以外）（高齢者福祉課）

高齢化がますます進むなか、高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう環境整備を図っていく必要があることから、地域密着型サービスの整備に取り組みます。

6 施設整備全体（高齢者福祉課）

ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯が増加傾向にある中で、施設介護の需要も高まると見込まれます。高齢者が安心して利用できるよう、サービスの質の確保に努めながら、必要なサービス量が確保できるよう、施設整備を進めます。

○介護サービスの質の確保

7 介護人材の確保（介護保険課）

平成37年には全国において38万人、千葉県において2.3万人の介護人材が不足すると見込まれています。また介護ニーズの高度化・多様化に対応するため、介護人材の質的向上が求められています。

介護職員初任者研修・実務者研修に係る受講費用を助成すること等によって、介護サービスに係る就業促進及び従事者の資質向上を図ります。

	30年度	31年度	32年度
市内事業所実就業者数	140人	140人	140人

8 認知症訪問支援サービス（市町村特別給付）の拡充（介護保険課）

認知症高齢者の在宅生活を支援するため、法定の訪問介護とは別に、市独自の給付として実施している「認知症訪問支援サービス」を拡充します。

訪問介護を利用する際の「不穩の解消」「徘徊時の搜索等」に加え、これまで家族（介護者）の外出時に限って認めていた見守りについて、家族が在宅中であっても利用可能とするほか、家族が本人を病院等に連れて行く場合に、訪問介護員の付き添いを可能とするメニューを新設し、本人の在宅生活の継続と認知症高齢者を支える家族の負担軽減を図ります。

	30年度	31年度	32年度
延利用件数	405件	416件	426件

9 介護保険訪問看護職員雇用促進事業の実施（介護保険課）

高齢者人口の増加に伴い、訪問看護職員の需要も高まることが予想されます。

訪問看護職員の賃金改善及び募集に係る宣伝広告を実施するための経費を補助し、また看護師の研修や訪問看護の普及・啓発を実施することで、事業者の新規参入及び訪問看護職員の就業促進を図ります。

	30年度	31年度	32年度
補助対象常勤換算数	585人	585人	585人

○多様なサービスの提供

10 生活支援コーディネーターの活動の活性化（地域福祉課）【再掲】

現在、生活支援コーディネーターの配置を進めており、平成30年度中には全地区への配置が完了する予定であることから、今後は生活支援コーディネーターの活動を活性化させるための支援が重要になってきます。

特に、地域の特性に合ったサービスを提供できるよう、利用者のニーズを把握するための調査の実施を生活支援コーディネーターに促していく必要があります。

生活支援コーディネーターは地区社会福祉協議会と連携して生活支援サービスを提供できる体制の整備に向けた活動を行います。主な取り組みとしては、たすけあいの会を全地区に整備できるように、ボランティアを掘り起こし、たすけあいの会の立ち上げを促します。既存のたすけあいの会に対しても、会員の減少を防ぐために新たなボランティアを拡充する策を検討します。

○地域包括支援センターの機能強化

11 在宅介護支援センターから地域包括支援センターへの移行（包括支援課）

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持、生活の安定を図るため、また保健医療の向上と福祉の増進のため、必要な援助や支援を包括的に担う地域の中核機関です。

また、在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの協働機関として位置づけており、地域における身近な相談窓口としての役割を担っています。

支援を必要とする75歳以上高齢者や認知症高齢者の増加が予測される一方で、地域包括支援センターに求められる役割は年々多様化しています。これらに対応するため、在宅介護支援センターを機能強化し、地域包括支援センターとして整備します。

	30年度	31年度	32年度
地域包括支援センター設置数	10か所	13か所	13か所
地域包括支援センター相談件数	37,200件	48,800件	49,100件
在宅介護支援センター相談件数	21,200件	18,100件	18,200件

12 地域ケア会議の充実・地域課題への取り組み（包括支援課）【再掲】

地域包括ケアを推進するためには、地域関係者に加え、船橋市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会（三師会）を中心とした医療関係機関や介護事業所の専門職の参加が不可欠です。また、地域の課題解決への取り組みを進めるためには、会議に参加している構成員の所属団体にも地域ケア会議の役割を理解してもらい、協力を得る必要があります。そのために、地域ケア会議の役割や具体的な取り組み等について事例集などを作成するとともに、各地区の地域ケア会議が主体となり、認知症高齢者徘徊模擬訓練や講演会などを開催し、周知を図ります。

	30年度	31年度	32年度
講演会開催回数	9回	12回	15回

13 相談支援の充実強化（包括支援課）

地域包括支援センター及び在宅介護支援センターでは、働きながら介護に取り組む家族や、仕事と介護の両立不安や悩みに対する相談支援の充実強化を図ります。

そのために、地域包括支援センターの土日祝日の開所や、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施など、市民がより相談しやすい体制を検討します。

○認知症対策の推進

14 認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員の設置（包括支援課）

認知症初期集中支援チームについては、平成29年度より3チームで市内全域をカバーする体制となりました。今後は、各日常生活圏域に1つずつ、計5チームの設置を目指します。認知症地域支援推進員については、平成26年度より直営地域包括支援センターの職員による研修受講を開始し、平成29年度には直営地域包括支援センターには各3名ずつ、委託型地域包括支援センターには各1名以上の配置となりました。今後は、現体制が維持できるよう、毎年継続して研修を受講します。

	30年度	31年度	32年度
認知症初期集中支援チーム	医師会と協議した上で、5チーム体制に移行します。	5チーム体制で実施します。	
認知症地域支援推進員	直営センター 15名 委託センター 5名	直営センター 15名 委託センター 8名	直営センター 15名 委託センター 8名

15 本人や家族の交流の場や、本人の社会参加や生きがいにつながる場の創出（包括支援課）

認知症家族交流会の開催や本人や家族が交流できる場である認知症カフェの開設支援を行っていますが、カフェに関しては19か所であり、地区等を考慮すると十分とは言えない状況にあります。カフェは交流の場としてだけでなく、給仕などの運営スタッフとして関わることで認知症の本人の社会参加にもつながるものです。更に増設を促すため補助金と並行して立ち上げ支援セミナーを実施します。また、安定的なカフェの運営を支援するため、認知症カフェ運営者の交流会や認知症カフェPR事業などにより、継続支援を充実させます。

	30年度	31年度	32年度
認知症カフェPR事業登録件数	29件	44件	59件
認知症カフェ運営補助金交付件数	10件	15件	15件
認知症カフェ交流会開催回数	2回	2回	2回

16 認知症の人や家族を地域で見守り、支え合う体制の構築（包括支援課）

平成28年度より、認知症への理解を深めるとともに地域で声かけ、見守り、保護していく仕組みを考え整備することを目的に「認知症の人にやさしい船橋を目指す実行委員会」を組織しました。認知症高齢者本人の気持ちに配慮した声かけ方法などを学ぶ認知症高齢者徘徊模擬訓練や認知症に対する偏見をなくし、理解を深めるために行う認知症メモリーウォークを実施します。また、船橋市医師会が中心となり活動している認知症ネットワーク研究会の主催事業である認知症シンポジウムとの連携協力を図ります。

	30年度	31年度	32年度
徘徊模擬訓練実施地区数 (新規開催分)	5地区	5地区	4地区 ※24地区全ての 訓練を実施
メモリーウォーク開催回数	1回	1回	1回

17 成年後見制度の利用促進（各関係課）

成年後見制度利用促進法に基づき、平成 29 年度から平成 33 年度までを計画期間とした成年後見制度利用促進基本計画が定められました。市町村の役割として、中核機関の設置、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立及び市町村計画の策定が努力義務となっています。本市では、包括支援課、高齢者福祉課、保健総務課、地域福祉課、障害福祉課が関係しており、今後の進め方等について協議します。

18 やすらぎ支援員訪問事業の制度周知（高齢者福祉課）

認知症高齢者を在宅で介護する家族を支援する「やすらぎ支援員訪問事業」について、平成 28 年 4 月 1 日より、訪問回数を週 1 回 3 時間から週 2 回 6 時間まで拡大した事により利用時間の増加につながりました。

継続して制度を周知し、利用を促すことで認知症高齢者を介護している家族の負担軽減を図ります。

	30 年度	31 年度	32 年度
登録者数	76 人	81 人	86 人

○介護サービスの円滑な利用

19 介護サービス事業所情報の提供（介護保険課）

本市では介護保険事業所一覧を作成し、介護サービス事業所情報を提供しています。

また、介護保険課のホームページにおいて「介護事業者情報検索システム」を運用し、利用者等に介護サービス事業者の最新情報やサービスの空き情報を提供するサービスを行っています。

このサービスは、本市や近隣市（市川市、鎌ヶ谷市、白井市、八千代市、習志野市）に所在する事業者で、本市をサービス提供エリアとする事業者の基本情報や営業情報、法人情報等を毎月更新される情報を基に提供するものです。特に、居宅介護支援事業所や訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリをはじめ、グループホームや認知症デイを含む地域密着型サービスの空き情報も公開することにより、市民が利用しやすい環境づくりに努めます。

20 相談窓口の多様化（地域包括ケア推進課）

市民に介護（予防含む）に関する理解を深めてもらうために、介護（予防含む）が必要になる前に、あらかじめ簡単な予備知識を提供する軽易な案内サービスを、市内に点在する介護施設、事業所に協力をいただき、平成31年度以降に実施することを検討します。

	30年度	31年度	32年度
事業協力施設数	-	100か所 (5地区×20か所)	150か所 (5地区×30か所)

21 地域共生社会の実現に向けた取り組み（各関係課）

地域共生社会の実現に向けて、高齢者、障害者、児童等、全ての人々を対象とする相談支援のあり方について検討します。

基本方針 5. 医療

○在宅医療の推進

1 顔の見える関係づくりの推進（在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議）

（地域包括ケア推進課）

市全体の在宅医療推進に資するため、医療・介護関係者等の緊密な連携協力体制構築のためのひまわりネットワーク活動のほか、自主的に活動している各地区での動きを捉え、ひまわりネットワークの活動に反映していくか検討する必要があります。

また、ひまわりネットワークの活動を地域に波及させる方法の検討も必要です。

まずは、1市1エリアでのひまわりネットワークの活動を、東部・西部・南部・北部・中部の5ブロック（または北部・中東部・南西部の3ブロック）で展開します。

2 在宅医療のコーディネーターの機能強化（地域包括ケア推進課）

医療・介護連携を円滑に行うために、入退院における困りごとを解決するために必要な約束事を明示した「船橋市における在宅医療・介護連携の心得」の浸透率、及び運用の効果について把握・検証するために、医療・介護関係者を対象にアンケート調査を実施し、その結果を参考に「心得」の改定を検討します。

3 在宅医療・介護連携に関する相談支援（在宅医療支援拠点ふなぼーと）

（地域包括ケア推進課）

平成27年度に開設した在宅医療支援拠点ふなぼーとにおいて、在宅医療を希望する患者及びその家族からの相談を受け、適切な医療機関・介護サービスを紹介します。

また、医療・介護関係者からの相談を受け、必要な情報を提供するなどの支援を行います。

4 在宅医療・介護関係者の研修（ひまわりネットワーク）（地域包括ケア推進課）

より多くの人に参加してもらえるよう、ひまわりネットワーク研修体系に基づき、研修内容の充実を図るとともに、東部・西部・南部・北部・中部の5ブロック（または北部・中東部・南西部の3ブロック）ごとの開催を検討します。

また、研修体系に位置付けられた研修を、規定回数以上受講した者に贈られる「ひまわりマイスター」を取得した医療・介護関係者に、事業所等が位置する地域でのリーダーになってもらうため必要な働きかけを行い、地域の多職種連携を活性化します。

	30年度	31年度	32年度
スタートアップ研修開催回数	3回	3回	3回
実践研修開催回数	2回	2回	2回
アドバンス研修開催回数	2回	2回	2回

5 在宅医療・介護関係者の研修（在宅医療支援拠点ふなぼーと）

（地域包括ケア推進課）

船橋市医師会の在宅医紹介制度に登録のある医療機関及び船橋市医師会在宅医療委員会を中心として「船橋在宅医ネット」が発足しました。在宅医療の質の向上及び在宅医療に関する資源を増やしていくことを目的として、在宅医療支援拠点ふなぼーとにおいて、市内の在宅医療関係者等を対象とした船橋在宅医ネット研修会を開催します。

	30年度	31年度	32年度
在宅医紹介制度登録医療機関数	43 機関	46 機関	49 機関

6 在宅医療の資源の把握（地域包括ケア推進課）

在宅医療資源（在宅医・訪問看護師等の人材、在宅療養支援診療所・訪問看護ステーション等の施設など）が足りているのか、将来に渡る需給関係はどうなるのか等、実態と将来状況を把握するための調査を行います。また、調査結果を基に、今後どのようにしていくべきか、ひまわりネットワークにおいて医療・介護関係者と協働して検討します。

7 在宅医療推進に係る市民への普及・啓発（ひまわりネットワーク）（地域包括ケア推進課）

在宅医療について市民の理解を深めていくような周知が必要なため、ひまわりネットワークにおいて、「最期まで自分らしくを考える」をテーマとした市民公開講座を、毎年11月に保健福祉センターを定点として継続実施します。

また、本人が希望する場所での生活を支えるための在宅医療等のサービスがあり、病院以外でも生活が続けられる場合があることを市民が理解し、それらのサービスを活用していただきために、在宅医療に関する啓発冊子を作成して、65歳以上の高齢者がいる世帯に配布します。

8 在宅医療推進に係る市民への普及啓発（在宅医療支援拠点ふなぼーと、在宅医療・介護の講演会・相談会）（地域包括ケア推進課）

平成28年度より、在宅医療支援拠点ふなぼーとにおいて、市民公開講座及び出前講座等を実施しており、今後も継続して在宅医療の普及啓発を図ります。

また、「在宅医療・介護の講演会・相談会」においては、在宅医療・介護に関する様々なテーマを設定した講演会を開催するとともに、講演会後に、医療・介護の専門家が患者やその家族、医療・介護関係者からの様々な相談に応じる無料相談会を開催します。

	30年度	31年度	32年度
市民公開講座開催回数	1回	1回	1回
在宅医療・介護の講演会・相談会開催回数	10回	10回	10回

9 在宅医療・介護資源の情報の把握・データベース化（地域包括ケア推進課）

市内で在宅医療・緩和ケアを提供している機関を掲載した「在宅医療・緩和ケア提供機関マップ」では公開していない詳細データについても在宅医療支援拠点ふなぼーとで活用していく必要があります。

また、アンケート調査に回答しない資源（提供機関）を把握する必要もあります。

このことから、市民配信 Web-GIS やオープンデータなど、より効果的なツールを検討します。

	30年度	31年度	32年度
「在宅医療・緩和ケア提供機関マップ」に掲載の医療機関数	310機関	330機関	350機関

10 医療・介護関係者の情報共有の支援（地域包括ケア推進課）

在宅医療・介護関係者が、日々変化する在宅療養患者の情報を多職種でリアルタイムに共有し、患者の療養環境の向上に資するために、ICT（情報通信技術）を活用した情報連携基盤を運用します。

	30年度	31年度	32年度
システム操作体験会開催回数	10回	10回	10回

○地域医療連携の推進

11 かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の推進（健康政策課）

高齢化が進む中で、市民が抱える健康問題も多様化しており、身近な場所で、必要な医療を安心して受けられることが、ますます重要になっています。そのため、必要に応じて持病等を医学的に管理したり、病状の悪化時等に病院を紹介したり、在宅看取りまで行ってもらえる身近なかかりつけ医を住まいの近くにもつよう市民に啓発するとともに、身近な医療機関情報の提供を行います。

また、あわせてかかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の推進も実施します。さらに、定期健診や定期歯科検診を勧奨することで、病気を早期に発見し、早期治療に繋げたり、患者自身に生活習慣を改善するきっかけづくりを行います。

	30年度	31年度	32年度
かかりつけ医を持つ65歳以上の市民の割合	54.1%	57.0%	60.0%

12 後方支援の担い手等の支援体制の確立及びグループ診療の推進

（地域包括ケア推進課）

各事業所間のつながりが不透明となっており、把握する必要があります。

各事業所間の連携の可視化、つながりを確認・把握するためのアンケートを実施し、サービスの使い方についてのケースとして、ひまわりネットワークホームページで医療・介護関係者に発信します。

○看護職の確保

13 看護職の復職支援（健康政策課）

今般、看護職（保健師・助産師・看護師・准看護師）免許を持ちながら現在就業していない潜在看護師等の掘り起こし策として、就業の不安材料となる看護技術の研修を実施する等の再就業支援を行うとともに、就職説明会を同時に開催することにより、市内医療機関等に就業する看護職の確保を図ります。

	30年度	31年度	32年度
就業看護職員数	4,539人	4,648人	4,757人

14 介護保険訪問看護職員雇用促進事業の実施（介護保険課）【再掲】

高齢者人口の増加に伴い、訪問看護職員の需要も高まることが予想されます。

訪問看護職員の賃金改善及び募集に係る宣伝広告を実施するための経費を補助し、また看護師の研修や訪問看護の普及・啓発を実施することで、事業者の新規参入及び訪問看護職員の就業促進を図ります。

	30年度	31年度	32年度
補助対象常勤換算数	585人	585人	585人

○地域リハビリテーションの推進

15 地域リハビリテーションの推進（健康政策課）

船橋市リハビリセンターにおいて、地域で生活しながらリハビリを行う方を対象にリハビリの総合的な提供を行っています。

これまでの介護予防を目的としたリハビリ事業に加え、リハビリテーション科の診療所及び訪問看護ステーションを運営し、地域で生活しながら継続してリハビリを行うことができる事業を実施します。

また、地域リハビリテーションの拠点事業として、研修等を通じて市内リハビリテーション事業者の育成や技術のレベルアップの支援、リハビリセンター利用者及びリハビリ関係者からの相談や啓発活動を行い、家族や医療・介護の専門家等がリハビリテーションの立場から協力しあう地域リハビリテーションの推進を支援します。

さらに、船橋市リハビリテーション提供機関マップを船橋市在宅医療・緩和ケア提供機関マップ（ひまわりマップ）と統一して作成します。

		30年度	31年度	32年度
地域リハビリテーション拠点事業				
	リハビリ関係者向け地区勉強会開催回数	3回	3回	3回
	リハビリ関係者向け研究大会開催回数	2回	2回	2回
	市民向け講演会開催回数	2回	2回	2回
	訪問リハビリ提供施設数	13施設	14施設	16施設

○歯科口腔保健の推進

16 訪問歯科診療の充実（健康政策課）

平成27年10月に指定管理を開始した「さざんか特殊歯科診療所」及び「かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所」において、訪問歯科診療及び在宅における口腔機能のリハビリテーションの充実を図るとともに、関係機関の周知可能な場所（研修会や事業等）の情報を集め、介護を必要とする高齢者の口腔ケア及び訪問診療を含む特殊歯科診療の重要性についての情報提供や診療所の周知を図ります。

	30年度	31年度	32年度
訪問歯科診療事業件数 （さざんか・かざぐるま）	663件	706件	718件

17 口腔保健支援事業の実施（健康政策課）

「歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等」を目的として、歯科医療従事者向けの口腔ケア講習会や一般市民及び多職種向けの講演会を実施します。

	30年度	31年度	32年度
口腔ケア講習会・市民講演会 開催回数	4回	4回	4回

